

6年度の予算が成立しました

市議会第1回定例会において、6年度予算が審議され、原案のとおり成立しました。今年度予定している主な事業を、東久留米市第5次長期総合計画における基本目標ごとに記載しています。予算の概要は市HPをご覧ください。〔重点〕は重点事項に係る事業、〔新規〕は新規事業、〔拡充〕は拡充事業、〔継続〕は継続事業です。☎財政課☎042・470・7706
(この記事は2面に続きます)



6年度に予定している主な事業

基本構想実現のために

すべての基本目標それぞれに必要な基本的な取り組みです。

重点新規 LINE等を活用したオンライン市役所の推進
予算額1,626万1千円

小中学校、学童保育所への欠席連絡や保護者への連絡、学童保育所の登降所管理などをLINEのできるようLINE公式アカウントを導入します。



LINEイメージ図

重点新規(仮称)未来志向の公共施設マネジメント検討委員会の設置
予算額11万3千円

優先的に検討する施設として抽出し、内部検討を進めてきた「旧下里小学校」・「生涯学習センター」の2施設について、具体的な検討を行っていくため、専門家等を含めた検討委員会を設置します。

共に創るにぎわいあふれるまち

新規 規スポーツセンターLED照明更新及び吸収式冷温水機更新工事
予算額1,926万8千円

スポーツセンターのLED照明機等の更新および第一体育室の空調を制御している吸収式冷温水機の更新工事を行います。



スポーツセンターのLED照明

重点新規生涯学習センターエレベーター改修工事
予算額357万1千円

いきいきと健康に暮らせるまち

重点新規ウォーキングマップ等アプリの構築
予算額647万5千円

現在、紙面作成しているウォーキングマップについて、市の魅力を付加した情報発信ができるようスマートフォンアプリケーションの構築を行います。



ウォーキングマップ等アプリイメージ図

自然と共生する環境にやさしいまち

拡充 指定収集袋減免申請の行かない窓口化
予算額181万2千円

対面で実施している指定収集袋の減免申請・袋交付について、申請の郵送・オンライン化および民間事業者による袋の配送に変更します。



子どもが豊かに成長できるまち

新規 規義務教育就学児医療費助成事業に係る所得制限撤廃
予算額3,877万8千円

本年10月から義務教育就学児医療費助成事業に係る所得制限を撤廃します。

拡充 充子どもショートステイ受け入れ枠の拡大
予算額1,145万1千円

現在、1歳6カ月から小学生までを対象としている受け入れ枠を、生後57日の乳児から高校生世代まで利用できるよう拡大します。

重点新規おむつ定期配付・見守り支援
予算額1,741万7千円

子育て世帯への家庭訪問を通じて、定期的な見守りや傾聴・協働による伴走型支援を行うことにより、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化します。



拡充 充産後ケア事業の拡充
予算額2,088万5千円

産後6カ月未満の母子を対象に、新たにショートステイ、デイサービス(1日型)、アウトリーチサービスを実施します。

新規・継続小・中学校改修事業
予算額5億9,641万7千円

第一小学校南校舎棟西側のトイレ改修工事に伴う実施設計、同校南校舎棟東側のトイレ改修工事(洋式化等)、第五小学校体育館棟トイレ改修工事(洋式化等)、小山小学校校舎棟増改築ほか工事、久留米中学校南校舎棟東側のトイレ改修工事に伴う実施設計、南中学校普通教室整備ほか工事を行います。

重点新規小・中学校生活アンケートの実施
予算額89万2千円

小学校4年生および中学校1年生を対象に学校生活アンケートを実施し、個々の児童・生徒の学級での状況を把握します。

安心して快適にすごせるまち

新規 規避難行動要支援者システム導入
予算額2,483万3千円

東久留米市避難行動要支援者避難支援計画の対象となる要支援者の情報を管理するシステムを導入します。



継続 続市道207号線整備事業
予算額9,329万8千円

継続 続東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備事業
予算額9億1,282万円

新規 規都道東京所沢線(第4号)歩道整備受託事業
予算額2,186万8千円

6年度 東久留米市 当初予算

一般会計予算は、総額で478億2,100万円(前年度比21億6,500万円、4.7%の増)となりました。主な増加要因として、児童手当や障害福祉サービス費などの民生費の増加、自治体情報システムの標準化・共通化に係るシステム修正費などの総務費の増加などが挙げられます。

一般会計に3特別会計(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険)を合わせた総額では、745億6,726万3千円(前年度比23億4,271万7千円、3.2%の増)となりました。下水道事業会計は、収益的収支のうち、収入が23億2,482万8千円、支出が22億9,059万3千円、資本的収支のうち、収入が9億9,975万6千円、支出が16億4,335万2千円となりました。

それぞれの予算書は市庁でご覧ください。



市庁

会計区分	令和6年度	令和5年度	増減率
一般会計	478億2,100万円	456億5,600万円	4.7%
国民健康保険特別会計	118億2,447万2千円	120億5,727万9千円	△1.9%
後期高齢者医療特別会計	38億6,217万6千円	37億1,686万3千円	3.9%
介護保険特別会計	110億5,961万5千円	107億9,440万4千円	2.5%
合計	745億6,726万3千円	722億2,454万6千円	3.2%

会計区分	令和6年度	令和5年度	増減率	
下水道事業会計	収益的収入	23億2,482万8千円	23億2,888万3千円	△0.2%
	収益的支出	22億9,059万3千円	22億7,518万9千円	0.7%
	資本的収入	9億9,975万6千円	13億7,469万6千円	△27.3%
	資本的支出	16億4,335万2千円	21億6,803万7千円	△24.2%

一般会計 ※各項目に含まれる職員人件費の合計…69億4,033万6千円(前年度比4.6%増)



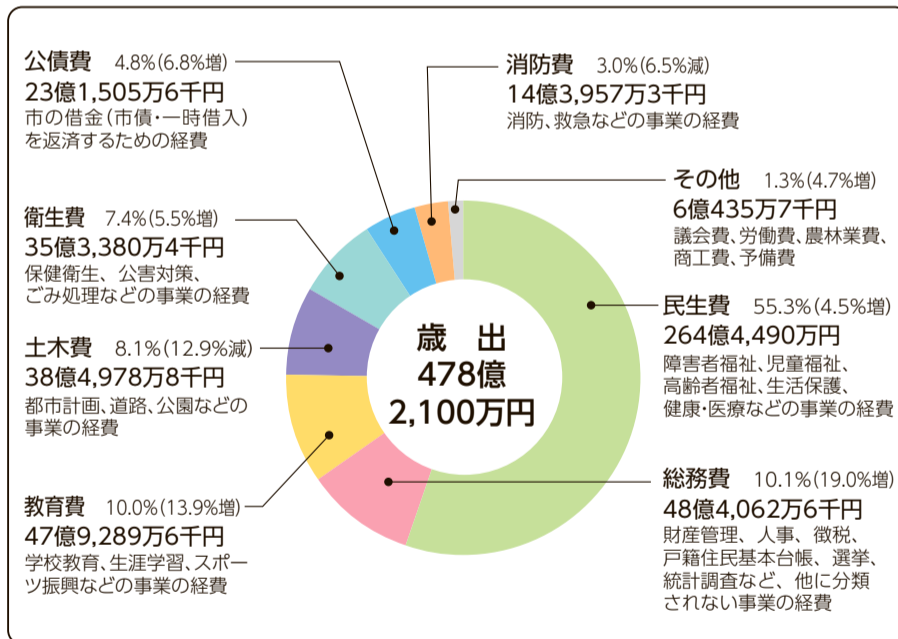
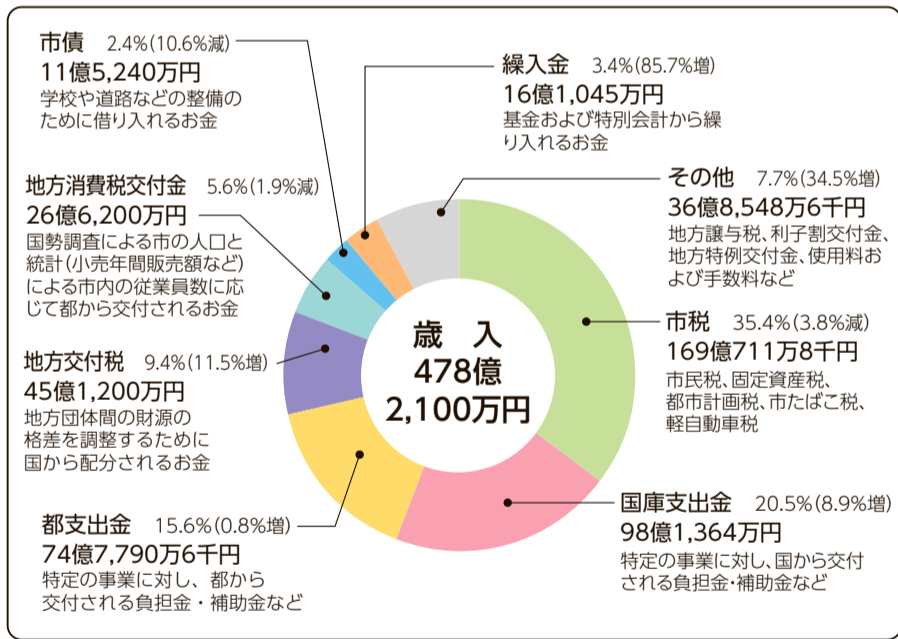
歳入

歳入の根幹である市税は、定額減税による所得割の減などによる個人市民税の減少や、企業収益の減による法人市民税の減少などにより、市税全体で169億711万8千円(前年度比6億6,684万9千円、3.8%の減)と見込んでいます。



歳出

6年度は、本市が目指すまちの姿である「あんしんして暮らせるまち」の実現に向けて、「未来志向の公共施設マネジメント」「人にやさしいデジタル化」「子どもたちへの投資」の3点を重点的に取り組む事項とし、予算を措置しました。



安全で安心して暮らせるまちの基盤づくりとして、「東久留米市避難行動要支援者避難支援計画」に基づく具体の取り組みに着手するためのシステムを導入し、地域防災力を高めてまいります。また、女性消防団員制度の試行導入や、女性の視点を生かした避難所運営体制の充実に向けて、「東久留米市避難所運営マニュアル」の改訂にも取り組んでまいります。さらに、能登半島地震の教訓や東京都地域防災計画の修正を踏まえ、「東久留米市地域防災計画」の改訂に着手するほか、木造住宅耐震改修助成制度の限度額を60万円から100万円に引き上げます。

本市を取り巻く状況は、厳しい社会経済情勢に加え、人口減少のほかデジタル化の進展、働き方、暮らし方に対する意識の多様化など多くの懸案課題を抱えておりますが、「引き続きやれる、できる」という姿勢で困難を乗り越え、次の50年に向けての礎を築いてまいります。

視点を大切に、保護者支援も含めて子どもたちを全力で応援する予算編成といたしました。

その基盤づくりとして、わくわく健康プラザ内に「こども家庭センター」を開設し、困難を抱えるご家庭の支援体制の強化を図ってまいります。そして、子育て世帯の孤独や不安等を解消するため、0歳児家庭を対象としたおむつ定期配付・見守り支援事業を実施するほか、子どもショートステイ受け入れ枠の拡大、さらには10月より義務教育就学児医療費助成の所得制限を撤廃します。また、教室以外の居場所を校内に求める児童・生徒に対し、別室登校支援員を配置するとともに、学校生活アンケートを通して個々の児童・生徒の学級での状況を把握してまいります。ボール遊びができる公園の整備に向けては、幸町都営住宅内公園に防球ネット設置を行うほか、久留米西住宅内公園の広場についても供用開始に向けて関係機関と協議を進めます。

新年度となりました。令和6年度は、引き続き「あんしんして暮らせるまち」の実現へと結び付けられるよう、施政方針にお示した3つの重点事項の中でも、特にこどもたち自身への支援を通じた未来への投資についての



市民アンケート調査を実施します

市が実施しているさまざまな行政サービスに関する成果や実績などを把握するため、「市民アンケート調査」を実施します。市内在住の18歳以上の方の中から無作為に2,000人を抽出し、4月下旬に調査票を送付する予定です。

調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。回答は、インターネットまたは郵送から可能です。調査結果は市HPなどで公表します。

☎行政経営課 ☎042・470・7704

自転車用ヘルメット 購入補助事業について

☎管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

道路交通法の改正により5年4月1日から自転車ヘルメットの着用が努力義務となりました。市では、これに伴いヘルメット購入費を補助しています。



申請期間 5月1日(水)～7年2月28日(金)(消印有効)

対象者 申請日時点で東久留米市に住所登録がある方

※昨年度、本補助を受けた方を除きます。

対象となるヘルメット 5年10月1日以降に購入したSGマークなどの安全基準を満たす新品の自転車乗車用のヘルメット

補助金額 購入金額の範囲内で上限2,000円(1人1個まで)

注 予算の上限に達した場合、早期終了の場合があります

提出書類

①補助金交付申請書兼請求書(管理課窓口<市役所5階>または市HPからダウンロード可)

②ヘルメット購入時の領収書などの写し

③申請者および使用者の本人確認書類の写し

④振込先口座情報(通帳またはキャッシュカード)の写し

⑤SGマークなどの安全基準に適合していることが分かるもの

提出方法 郵送(〒203-8555、市役所管理課管理調整担当宛て)、同課4番窓口(市役所5階、閉庁日時を除く)または市HPの申請フォームで



市HP

4月1日付 市人事異動

市では、4月1日付で部課長および係長・係員の異動を行いました。部課長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。

◎部長級

議会議事局長兼議事事務局次長事務取扱(市民部部長 森山義雄)▼企画経営室長(環境安全部部長 兼 危機管理室長 長澤孝仁)▼総務部長兼管財課主幹事務取扱(福祉保健部部長 兼 福祉事務所長 浦山和人)▼市民部長(総務部総務課長)関知紀▼環境安全部部長兼危機管理室長(環境安全部)危機管理室(市民部)市民課長 市澤信明▼福祉保健部福祉総務課長(福祉保健部福祉総務課長補佐兼福祉政策係長)明日秀之▼福祉保健

◎課長級

企画経営室主幹(環境省派遣)横川拓郎▼企画経営室行政経営課長(福祉保健部福祉総務課長)白土和巳▼企画経営室秘書広報課長兼秘書係長事務取扱(企画経営室財政課長補佐兼主査)井出義博▼総務部総務課長(企画経営室行政経営課長)森田吉輝▼市民部市民課長(企画経営室秘書広報課長兼秘書係長事務取扱)斎藤真由美▼市民部課税課長(総務部管財課長補佐兼管財係長)速水晃嗣▼市民部納税課長(福祉保健部健康課長)佐川公行▼環境安全部(危機管理室)防災防犯課長(市民部)市民課長 市澤信明▼福祉保健部福祉総務課長(福祉保健部福祉総務課長補佐兼福祉政策係長)明日秀之▼福祉保健

部健康課長(市民部課税課長)新妻理成▼福祉保健部保険年金課長(総務部管財課長補佐兼契約係長)兼主査 櫻井恵子▼子ども家庭部子ども家庭センター長(子ども家庭部主幹(仮称)子ども家庭センター準備担当)傳智則▼都市建設部道路計画課長(都市建設部管理課長)兼主査事務取扱 吉川雅継▼都市建設部管理課長(都市建設部施設建設課長)武内浩司▼都市建設部施設建設課長(都市建設部施設建設課長補佐)兼工事係長 平山重和▼教育部生涯学習課長(子ども家庭部子育て支援課長)補佐兼保育・幼稚園係長 桜井昌紀▼監査事務局長 教育生涯学習課長 島崎修

7716

☎職員課 ☎042・470・

社会保険労務士による無料相談会

☎ 4月24日(水)午後1時半～4時 ☎ 市役所1階屋内ひろば

☎ 年金、社会保険(健康保険、雇用保険、介護保険)、労働問題(賃金未払い、解雇)などの相談 ☎ 無料 ☎ 申し込み不要。当日会場で

☎ 生活文化課 ☎042・470・7738

特設行政相談開催のご案内

行政に関する困りごとはありませんか?

☎ 5月9日(木)午前10時～午後5時(受付は午後4時半まで)

☎ 東京総合行政相談所(豊島区南池袋1-28-1、西武池袋本店7階「行政・法律・くらしの相談コーナー」)

☎ 情報通信、登記、税金、相続、その他行政等の困りごとについての相談。時間は1件当たり原則20分以内 ☎ 無料

☎ ▼参加機関=関東総合通信局、東京法務局、弁護士会、税理士会、関東管区行政評価局 ▼主催=総務省関東管区行政評価局・東京行政評価事務所

☎ 予約不要。当日会場で(先着順) ☎ 東京総合行政相談所 ☎03・3987・0229

5月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先
法律相談(各日8人)	1日(水)	午前10時から	弁護士	4月25日(木)	市役所2階相談室	施設建設課 ☎042・470・7756
	8日(水)			5月9日(木)		
	15日(水)					
	22日(水)					
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	1日(水)	午後1時から	司法書士	4月23日(火)	市役所2階相談室	中央相談室 ☎042・473・3667
		午前10時から	土地家屋調査士			
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	8日(水)	午後1時から	行政書士	5月2日(木)	市役所2階相談室	滝山相談室 ☎042・475・8909
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	15日(水)	午後1時半から	税理士	5月7日(火)		
税務相談(5人)	15日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	5月9日(木)	市役所2階相談室	障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181
人権・身の上相談(4人)	2日(木)	午後1時から	宅地建物取引士	4月25日(木)		
不動産取引相談(5人)	2日(木)	午後1時から	弁護士	4月25日(木)	市役所2階相談室	さいわい福祉センター ☎042・477・2711
交通事故相談(5人)	22日(水)	午前10時から	社会保険労務士	5月16日(木)		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	9日(木)	午前10時～午後1時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	5月16日(木)	市役所1階屋内ひろば	直接会場で
女性の悩みごと相談(各日4人)	10日(金)	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	4月17日(水)		
	13日(月)			消費生活相談員		
	20日(月)					
	27日(月)					
女性弁護士による法律相談(4人)	10日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	4月19日(金)	市役所2階生活文化課 ☎042・470・7738	生活文化課 ☎042・470・7738
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可		
住宅増改築相談	9日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	消費生活相談員	5月16日(木)	市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741
消費者相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	4月25日(木)		
行政相談	8日(水)	午前10時～正午	行政相談委員	4月25日(木)	市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	4月25日(木)		

第9期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

☎介護福祉課保険係 ☎042・470・7818

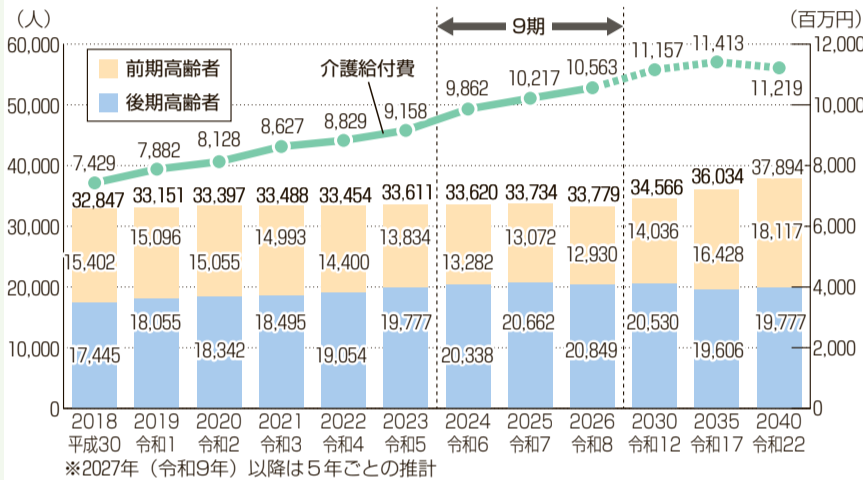
市では、6年2月に「第9期(6年度～8年度)高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、9期計画)を策定しました。本計画は、計画期間の3カ年における市の高齢者福祉施策および介護保険事業についての方向性を定める重要な計画です。計画の本編および概要版は、市政情報コーナー・介護福祉課(市役所1階)、各図書館、市HPでご覧いただけます。



高齢者を取り巻く現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は増加しており、特に「団塊の世代」の方が75歳に到達する7年前後で、後期高齢者の人口が急激に上昇する見込みです(図1)。高齢化の影響により介護を必要とする方が増加することから、今後、介護給付費も上昇していくことが見込まれています。

【図1】高齢者人口の推移と介護給付費の推移



基本理念と基本目標

9期計画は、「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念とし、これを達成するための取組として4つの基本目標、目標ごとに具体的な施策の方向性を設定しました(図2)。また、計画に記載した主な施策内容と、市の取組は、「図3」のとおりです。

重点的な取組にあたる施策には「数値目標」を設定するなどし、その達成状況を定期的にモニタリングしつつ、PDCAサイクルに沿った進捗管理により計画を推進します。

【図2】基本目標と目標ごとの施策の体系

基本目標1	基本目標2
介護予防・健康づくり施策のための取組 施策1 介護予防・フレイル予防の方向性 施策2 住民主体の「通いの場」の活動支援の方向性 施策3 介護予防・生活支援サービス(総合事業)の方向性 施策4 リハビリテーションサービス提供体制の方向性	要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組 施策1 介護保険サービス提供体制の計画的な整備の方向性 施策2 高齢者の住まいと在宅生活を支えるサービスの方向性 施策3 家族介護者支援の方向性 施策4 認知症施策の方向性 施策5 権利擁護の推進・高齢者虐待の防止の方向性
基本目標3	基本目標4
共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組 施策1 地域包括支援センターの体制整備の方向性 施策2 在宅療養および在宅医療と介護の一体的な提供体制の方向性 施策3 ひとり暮らし高齢者の「みまもり」体制構築の方向性 施策4 地域のつながりづくりと「地域共生社会」に向けた取組の方向性	持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組 施策1 介護認定事務の効率化の方向性 施策2 サービス向上に資する給付適正化の方向性 施策3 介護現場の生産性向上および介護人材確保の方向性 施策4 リスクマネジメントに係る体制の整備の方向性

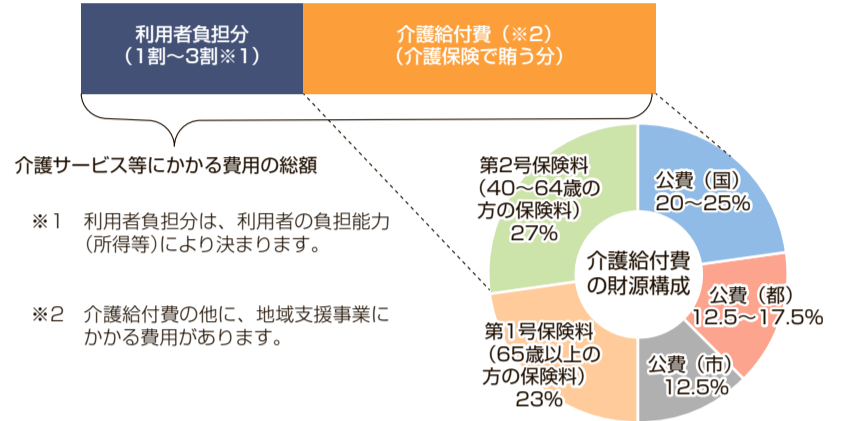
【図3】主な施策内容と取組

主な施策	主な取組
介護予防・生活支援サービス	支援が必要な高齢者への効果的・効率的な支援により、状態の改善につなげ、元の生活を取り戻すことで、サービスからの「卒業」につなげることをめざします。
一般介護予防事業	介護予防・フレイル予防や地域のコミュニティの強化のため、住民主体の「通いの場」の活動などの地域資源の活用を進めます。
認知症総合支援	認知症基本法の基本理念をふまえつつ、認知症に対する知識の啓発、早期発見、支援者の拡大、認知症の人や家族の孤立化防止などに取り組みます。
在宅医療・介護連携	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生のさいごまで続けていくため、地域における医療・介護の提供体制を引き続き構築していきます。
介護給付費の適正化	ケアプラン点検を計画的に実施し、サービス利用者の自立支援・重度化防止に資するケアプランが作成・実行・実践されることをめざします。
地域包括支援センターの機能強化	プランの設置やセンターの増設など、センターの機能強化に取り組むとともに、様々な機会や媒体などを活用し、センターに対する市民の認知度向上を図ります。

介護給付費の財源構成

介護保険制度では、介護サービス等にかかる費用のうちの1～3割の利用者負担分以外の部分が、保険給付により賄われます。この保険給付費のうちの50%は40歳以上の方が支払う介護保険料、残りの50%は公費(税金)を財源としています(図4)。

【図4】介護給付費の財源構成



9期中の介護保険料

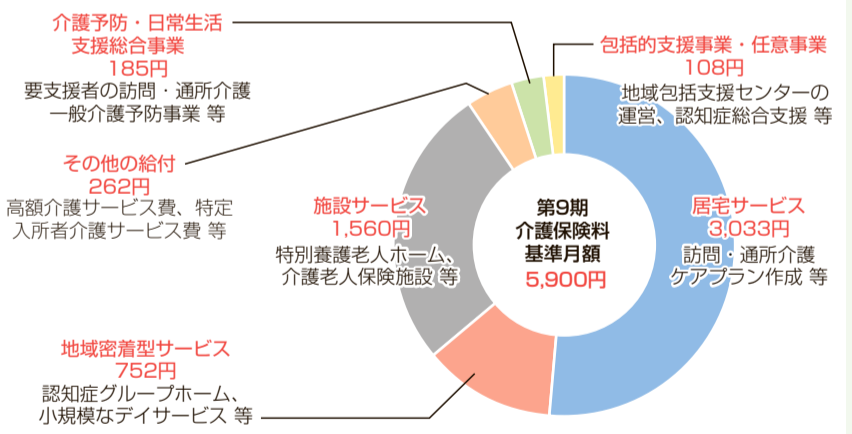
65歳以上の方の介護保険料は3年ごとの計画策定に合わせて改定されます。中・高所得層に一定の負担をお願いすることで保険料全体の上昇を抑制するという国の制度改正の内容等をふまえて、算定方法(図5)に基づき、9期中の保険料の基準月額(被保険者一人当たり・1月当たりの基準額)を算出した結果、その額は8期から据え置きで5,900円となりました(段階ごとの保険料率は一部変更があります)。

納付いただいた保険料は、介護が必要な方やその家族の方が利用する介護サービス等の費用に充てられます(図6)。

【図5】介護保険料の基準額の求め方(概要)

$$\frac{\text{計画期間中に必要な介護サービス等の総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%}}{\text{65歳以上の方の人数}} = \text{6～8年度の介護保険料の基準額 月額5,900円 年額70,800円}$$

【図6】基準月額5,900円のつかいみち



介護予防・健康づくり施策のための取組

高齢者の方がその有する能力に応じて自分らしい暮らしを続け、自立した生活を送ることができる年齢を延ばしていくためには、介護予防の取り組みを進めることが重要です。このことは、高齢者の方が要介護(要支援)状態になる期間を遅らせるとともに、介護給付費の上昇による保険料の上昇を抑制することにも繋がります。

市では、これまで様々な介護予防教室や講演会の実施、「通いの場(地域の住民が主体となり体操や趣味などの活動を企画・運営し、集う場所)」の活動支援などにより、介護予防・健康づくりに取り組んでおり、9期計画においても引き続き推進していきます。

市民の皆さんへ

9期計画の推進および介護保険財政の安定的な運営のためには、市民の皆さんのご協力が不可欠です。今後も引き続き介護予防・フレイル予防の取り組みの推進と保険料の納付に、ご理解・ご協力をお願いします。



休日納付相談窓口

病气や失業、事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、納税課にご相談ください。

電話相談も随時受け付けています。また、昼間お仕事などで忙しい方のために、休日納付相談窓口を開設し、納付相談のほか、市税などの納付を受け付けます。納付相談は事前連絡があるとスムーズに進みますので、来庁日時をご連絡ください。 ※納付書の再発行もできます(一部を除く)。

4月20日(土)・21日(日)いずれも午前9時～午後1時

納税課(市役所2階)

納税証明書の発行はできません▼保育園保育料、保育園副食費、学童保育所費は、納付書を持参していただければ領収します(納付書の再発行はできません) 納税課係 ☎042・470・7730



6年度固定資産税・都市計画税のあらまし

◎固定資産税・都市計画税 固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4

割です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域のうち、市街化区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納め、都市整備などの費用に充てられる目的税で、税率は0・24割です。

◎土地の価格・税負担 土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し(評価替え)を行う制度が取られていて、6年度は評価替えの年度です。5年1月1日を価格調査基準日として地価調査を行い、5年7月1日時点の地価を反映し6年度の評価額を算出します。

6年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)の均衡化を図る調整措置(負担調整)が継続されます。

家屋の評価・税負担

6年度は評価替えの年度です。新しい評価基準により新増築分の家屋の評価額を算出します。在来分家屋もこの基準によって見直しを行い、建築時からの年数の経過に応じた減価率を反映し、6年度の評価額を算

出します。ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は前年度の評価額に据え置き、下回った場合は新評価額となります。この評価額に基づき税額を算出します。

減価率は最低限度である20割になるまで緩やかに減少していきますが、家屋が取り壊されない限りゼロにはなりません。年数の経過した家屋は税額が下がらないことがあります。

◎固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します 固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(水)に発送します。第1期の納期限は5月31日(金)です。

※課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付しています(支払用の納付書は代表者のみに送付)。

課税課 土地資産税係・家屋資産税係 ☎042・470・7777(内線2338・2339・2341) 2344



6年度国民健康保険税(国保税)の税率などが決定しました

東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例が6年1回市議会定例会で可決しました。税率などの改定および地方税法施行令の改正に則して、課税限度額の引き上げと低所得者に係る保険料の軽減の見直しを行い、総額約7800万円の改定を行いました。

額3053円の引き上げとなり、医療費の増大による医療費の増加等の要因により、都への納付金額は高い水準を維持し、国保税の負担が重くなりすぎないように、都への1人当たりの納付金額については増加の1途を辿っています(左上図参照)。

国保の財政状況

国保は国民皆保険制度の「最後のとりで」として基盤的役割を担っていますが、近年の急速な高齢化の進展

や低所得者の増加、医療費水準の高騰などの要因で国保財政は一層厳しさを増しています。平成30年度の国保制度改革により都がともに保険者となり、財政運営の責任主体となったことから、国保財政は安定化に向けた一歩を踏み出すことができたものの、都への1人当たりの納付金額については増加の1途を辿っています(左上図参照)。

改正の内容

市では、健康情報提供サービスQU・P・i・o+の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでおり、一定の効果が上げられているところですが、近年の一人当たりの医療費の推移は増加傾向にあります。

判定所得を2年連続で引き上げました。この見直しにより、保険税の軽減が受けられる所得の範囲が拡大します。 なお、今年度の予算編成に当たっては、保険税抑制分としての約5億6100万円を含む約6億7300万円の一般会計からの法定外繰り入れおよび国保事業運営基金(貯金)から1億円の投入を行い、財源不足の補てんを行いました。

国民健康保険柔道整復師等施術状況の確認

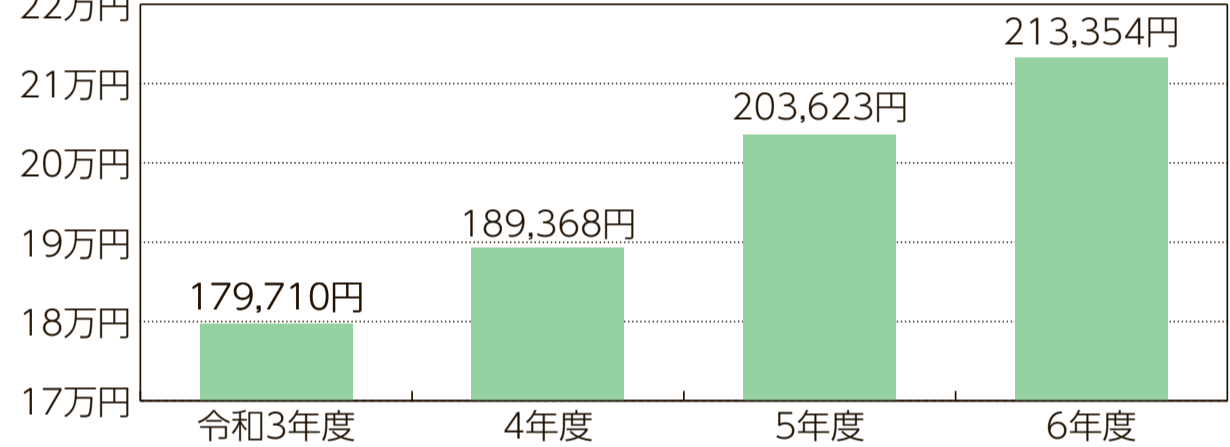
市では、医療費適正化への取り組みとして、被保険者が国民健康保険を使って柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術を受けた場合に、施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っています。施術内容の確認を文書で行う場合がありますので、負傷部位や施術内容、施術年月の記録、領収書などは保管していただき、照会文書が届いた場合には確認をお願いします。

◎国民健康保険 係 ☎042・470・7733



(6面へ続く)

図 1人当たり納付金額の推移



※東京都資料から作成。 ※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額。

表 税率等改定表

Table with 5 columns: Item, Year, Rate, Average Amount, Tax Limit. Rows include Medical, Late Elderly Support, and Nursing.

図 6年度の年間保険料額の算出式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者1人当たり} \\ \hline \text{4万7,300円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額}(\ast 1) \\ \hline \times \text{所得割率}9.67\%(\ast 2) \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{100円未満切り捨て} \\ \hline \text{(賦課限度額80万円)}(\ast 3) \\ \hline \end{array}$$

- ※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。
- ※2 6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、7年度は全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。
- ※3 次の方は6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。
 - ①昭和24年3月31日以前に生まれた方
 - ②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方(障害の認定を受けていた方が、6年4月1日以降75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く)

表1 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(29万5千円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(54万5千円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(6年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者だった方の軽減

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

(5面から続く)
後期高齢者医療保険料率などの決定
後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率は、1月の東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」)議会で、6・7年度の保険料率が決定しました。財政運営の仕組みが被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いにあてるため、医療費から自己負担分を除いた医療費給付の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約9割を公費や現役世代からの支援金で負担していただきます。保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします

◎保険料の決め方
6・7年度の保険料左図の通り
保険料の軽減措置所得に応じ

て3つの措置があります。①均等割額の軽減(左表1の通り)。②所得割額の軽減(左表2の通り)。③被扶養者だった方の軽減(左表3の通り)
6年度の保険料の通知4月の年金から保険料が天引き(特別徴収)されている方は、4年中の所得に応じた仮算定の保険料額の徴収です。5年中の所得に応じた6年度の保険料額決定は、7月

中旬に市から「決定通知書兼納付(納入)通知書」を送付予定です
◎制度について(後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター) ☎0570・086・519(1P) ☎03・3222・496、いずれも平日午前8時半~午後5時、FAX 0570・086・075、または同連合☎「東京いきいきネット」をご覧ください

さいわい福祉センター
こころの教室
受講生募集
毎月第3日曜日午前9時15分~午後4時半で、1人45分
場さいわい福祉センター
内 発語・発音について、言語聴覚士による相談・訓練

対象地域学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一~三丁目・南町
日場 5月13日(月)午後1時15分~2時半。中央町地区センター第1会議室
申間 中部地域包括支援センター ☎042・470・818
6または ☎042・451・5121

認知症介護者家族会
認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていませんか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。5月は中部地域包括支援センター主催です(西部・東部地域包括支援センターは6月に開催します)。事前にお申し込みの上、ぜひご参加ください。

高齢者福祉
個別の相談(市保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846)
東京いきいきネット



障害がある方のための手当
6年4月分より障害児福

対6歳~18歳の方
定若十名
申間電話で同センター☎042・477・2711(平日午前9時~午後5時)

障害者差別解消法の改正
全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されています。6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行され、これまで努力義務とされていた民間事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。「合理的配慮の提供」とは、「障害のある人から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対話に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることを行います。」

社手当、特別障害者手当が改定されました。
◎障害児福祉手当
20歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および障害年金等の受給者には支給されません
※本人および扶養義務者等の所得制限あり。
手当月額 1万5690円
◎特別障害者手当
20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および病院等に継続して3カ月を超えて入院している方は支給されません
※本人および扶養義務者等の所得制限あり。
手当月額 2万8840円

◎心身障害者福祉手当
対次の①・②のいずれかに該当する方
①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳以上の方
②身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方、難病医療費助成受給者の方。ただし、施設入所の方、65歳以上で新たに対象要件を満たした方、児童育成手当の障害手当を受給中の方は受給できません
※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。
手当月額 ①1万5500円 ②4000円

◎重度心身障害者手当
対常時特別な介護を必要とする65歳未満の重度心身障害者で、次の①~③のいずれかに認定された方
①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方
②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方
③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所者および継続して3カ月を超えて入院している方には支給されません
※都が直接判定を行います。20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。
手当月額 6万円
間障害福祉課 ☎042・470・7747

◎心身障害者福祉手当住宅加算
対次の①・②のすべてに該当する方
①手当月額1万5500円
②心身障害者福祉手当を受給している方
③市内の民間アパート・借家などに住まいで、市より他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方
手当月額 3500円
◎重度心身障害者手当
対常時特別な介護を必要とする65歳未満の重度心身障害者で、次の①~③のいずれかに認定された方
①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方
②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方
③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所者および継続して3カ月を超えて入院している方には支給されません
※都が直接判定を行います。20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。
手当月額 6万円
間障害福祉課 ☎042・470・7747

◎心身障害者福祉手当住宅加算
対次の①・②のすべてに該当する方
①手当月額1万5500円
②心身障害者福祉手当を受給している方
③市内の民間アパート・借家などに住まいで、市より他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方
手当月額 3500円
◎重度心身障害者手当
対常時特別な介護を必要とする65歳未満の重度心身障害者で、次の①~③のいずれかに認定された方
①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方
②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方
③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所者および継続して3カ月を超えて入院している方には支給されません
※都が直接判定を行います。20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。
手当月額 6万円
間障害福祉課 ☎042・470・7747



住環境

4月29日(月)祝日のごみ収集

4月29日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

お問い合わせ先

ごみ対策課 ☎042・473・2117 (粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118 またはインターネットで)



市HP

生ごみ処理機器購入費助成金制度の内容が変わります

◎電気式生ごみ処理機は、7月から助成対象外です

市では、5年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、地域全体で脱炭素化に向けて取り組むこととしています。6年7月以降の受付分から「電気を使用する生ごみ処理機器を助成対象から除外し、環境負荷の低い非電気式の生ごみ処理機器のみを助成対象とします。制度の見直しにご理解いただきとともに、引き続き生ごみの減量にご協力をお願いします。

べ残しや調理くずを減らすなどの「リデュース(発生させない)」が最も重要であり、捨てる前に「ひとしほり」していただくだけでも減量の効果があります。

もし、ご家庭で未使用の食品が余ってしまう場合には、ごみ対策課にてフードドライブの受け付けも行っていきますので、ぜひ活用ください。詳細は、市HPまたはごみ対策課へお問い合わせください。

◎同課管理係 ☎042・473・2117



市HP

家族で災害時の行動について確認しましょう

春を迎え新学期がスタートしました。ごもたちが、年齢・学年に応じた防災行動力を身に付けられるように、ご家庭でも防火防災について一緒に確認してみましょう。

成長に応じて身に付けてもらいたいこと

▼幼児 Ⅱ 災害時に身を守る動作ができる

▼小学生 Ⅱ 身の安全の確保、初期消火、応急手当ができる

▼中学生 Ⅱ 基本的な防災行動力を身に付け、地域防災の担い手になる

▼高校生 Ⅱ 災害時に自分で判断して初期消火や応急手当を行う

▼大学生 Ⅱ 災害時にボランティア活動などを通して社会に貢献し、幼児などに安全教育を行うことができる

ご家庭でも、防災訓練などに参加して防災行動力を高めましょう。

関東久留米消防署防火査察係 ☎042・471・0119 (内線520)

還付金詐欺が多発しています

還付金詐欺の電話は、自分ではだまされない、大丈夫と思っても、実際にATMまで誘導されてしまう人が多くいます。お金に関する電話があったら必ず、家族や警察に相談しましょう。

◎だまされないために、次のことに注意しましょう

▼市役所・年金事務所・社会保険事務所・銀行などの職員をかたる還付金の電話は詐欺です

▼「封筒を送ったが、まだ申請がきていません」ATMで簡単に手続きができます

▼「本日まで手続きしないと戻りません」などといった「ただいま文句に気を付けましょう」ATMで還付金は受け取れません。また、通話をしながらのATM操作は危険です。

関警視庁田無警察署 ☎042・467・0110

宅地内の雨水浸透ますの設置にご協力

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を涵養する効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆様のご協力をお願いいたします。

◎既存住宅への雨水浸透ますの設置には、設置補助金制度を利用できます

申請対象者数地が1000名未満の既存の個人住宅(新築、増築などを除く一般住宅)で、東久留米市宅地開発等に関する条例に該当しない住宅を所有する方

補助金額設置状況により、経費の全部または一部を補助

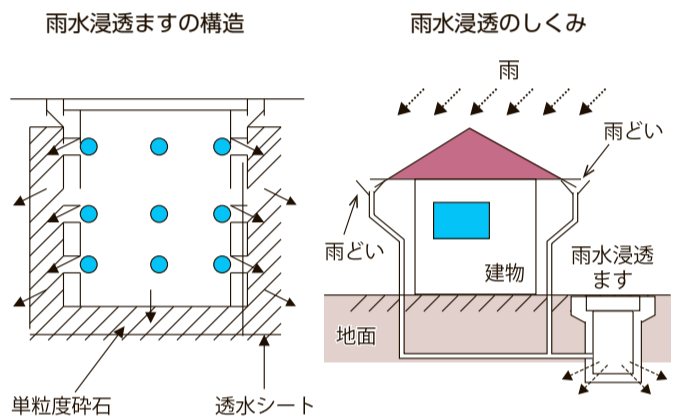
申請期間 5月2日(休)までに(必着)

住所・氏名・電話番号・所属団体名・活動内容または

くらしフェスタくるめで企画したいことを記入の上、

郵送(〒203-8555、市役所生活文化課市民協働係宛)またはFAX(042・472・1131)で送信を

問同係 ☎042・470・7738



(8面へ続く)

お知らせ

第52回くらしフェスタくるめ実行委員募集

くらしフェスタくるめ(消費生活展)は、くらしの中の契約や安全・環境・食・フェアトレードなど、消費生活を考え消費者意識の向上を図るイベントで、実行委員会と市の共催で開催しています。実行委員会では、消費生活に関する個人・団体・事業者の方を募集し、テーマや内容、PR方法などについて検討、イベント運営を担っていただきます。市民の皆さんに消費生活に関心を持ってもらえるよう、実行委員として一緒に活動をお願いします。

他第1回実行委員会は5月中旬下旬を予定。会議は毎月1回2時間程度

5月2日(休)までに(必着)

住所・氏名・電話番号・所属団体名・活動内容または

くらしフェスタくるめで企画したいことを記入の上、

郵送(〒203-8555、市役所生活文化課市民協働係宛)またはFAX(042・472・1131)で送信を

問同係 ☎042・470・7738

援農ボランティアを募集します



都市農業への理解を深めていただくとともに、農家さんが営農を継続できるよう、援農ボランティアを募集します。この援農ボランティア養成事業では、農業に関する講義や視察、農家での実習を受けていただくからボランティアを行えるので、初心者の方でも安心してご参加いただけます。説明会を開催しますので、市HPなどで内容をご確認の上ご応募ください。

5月21日(火)午前11時から1時間半程度

市役所 6階602会議室

事業説明、実習受け入れ農家との顔合わせ

20歳～75歳で健康な方

ボランティア活動ですので、賃金や交通費、弁当代などの報酬の支給はありません。無償での活動であることをご理解いただいた上でご応募ください

5月9日(木)までに(必着)、市HPまたは産業政策課窓口(市役所6階)で配布している「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所産業政策課宛)で、(sangyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp) または同課へ持参を(閉庁日時を除く)

問同課農政係 ☎042・470・7743



市HP

みのり塾 野菜の収穫を体験しよう

環境学習の一環として農家の方と連携し、農作業を通じて水と土の力を学びます。今回はアスパラガスの収穫を行います。

5月26日(日)午前10時～正午(予定) ※雨天中止

場 南沢篠宮農園(ひとしファーム)

対 小学生(小学3年生以下は保護者同伴)

定 先着15人(同伴の保護者除く) ※キャンセル待ちはありません。

費 無料

持 飲み物、軍手、タオル、帽子、運動靴などの動きやすい服装

他 ▼主催=市市民環境会議環境学習部会 ▼協力=環境政策課、子どもセンターひばり、学校法人自由学園

申 4月22日(月)午前8時半～30日(火)午後5時に、申し込みフォームで

問 環境政策課 ☎042・470・7753



申し込みフォーム

(7面から続く)

くるくる案内所を開設します

東久留米の情報サイト「くるくるチャンネル」は市内情報満載のサイトです。4月15日(月)から、市内や近隣の役立つ情報を簡単に検索できるサブサイト「くるくる案内所」を開設し、発信します。「#くるくる案内所」のハッシュタグをつけてSNSで情報共有もできます。ぜひ新生活にもご利用ください。

◎運営委員募集

任期7年3月31日まで(更新あり)

「申件名に「運営委員応募」と明記して、住所・氏名・年齢・連絡先・応募理由を記入の上、市コミュニティサポート運営委員会事務局宛て

〒816-0001 東久留米市佐野町2-1-1 事務局(〒816-0001 東久留米市佐野町2-1-1) 事務局(〒816-0001 東久留米市佐野町2-1-1) 事務局(〒816-0001 東久留米市佐野町2-1-1)



くるくるチャンネル

自治会活動のご案内

自治会は災害時の助け合いや防犯対策などを行い、地域の繋がりを深め活性化させるさまざまな活動を行っています。加入は任意ですが市内には約1200の自治会があり、活動形態は地域によって異なります。加入をお考えの場合はお近くの代表者または役員に申し出の上、手続きをしてください。代表者や役員が分からない場合は生活文化課までお問い合わせください。

場合は生活文化課までお問い合わせください。

◎自治会の登録

市では自治会活動に対する支援を行うため、自治会の登録を行っています。登録すると、自治会補助金の対象になるなどの支援を受けられます。これから自治会を作りたい方、または市への登録をしていない自治会の方は同課へご連絡ください。

都内商店街での店舗開業を支援します

「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」の「商店街起業・承継支援事業」として、開業時にかかる店舗改装工事費、設備・備品費、店舗賃借料などの一部を助成します。

申請書類提出時期▶第1回

▶第2回▶第3回▶第4回▶第5回▶第6回▶第7回▶第8回▶第9回▶第10回

4月15日(月)～5月8日(水) 午後5時～第2回▶6月24日(月)～7月17日(水)午後5時～第3回▶9月20日(金)～10月11日(金)午後5時

新たに店舗開業を予定しており、かつ商店会に加入予定の事業者

閩都中小企業振興公社助成課若手女性・商店街事業担当 ☎03・3251・7926



同公社

小山茶園サポーターズクラブメンバー募集

「小山茶園」は、東久留米市の北部小山地域に広がる

「小山緑地保全地域」の一角にあるお茶畑です。同クラブは、お茶と自然を愛する

市民のボランティアで、お茶の木の管理作業をし、毎年おいしいお茶を作って、市内のイベント時に活用したり、消費者啓発活動を行ったりしています。今年もメンバーを募集しますので、興味のある方はぜひご入会ください。

日3月～10月の毎月第2・第4土曜日午前9時半～11時頃

閩小山緑地保全地域内茶畑(小山1-16)

申電話で生活文化課へ(随時受け付け)

閩同課市協働係 ☎042・470・7738



小山茶園

官公署など

老い支度講座「老後の暮らしを考える」

将来の自分へメッセージノートを作ってみませんか。日5月27日(月)午後2時～3時半 場市民プラザホール(市役所1階) 内介護・医療・成年後見制度など、老後を安心安全に過ごすための社会制度について学びます 対市内在住の方 定先着40人

閩黒川正美氏(都消費者啓発員) 費用無料

申5月20日(月)までに申し込みフォームまたは電話(☎042・479・0294)で 市社会福祉協議会へ 閩同協議会



申し込みフォーム

青い鳥郵便葉書を無償配布します

日本郵便株式会社では、身体障害者および知的障害者の福祉に対する理解と認識を深めることを目的として、重度の身体障害者または重度の知的障害者で希望する方に、通常郵便はがき20枚を無料で差し上げます。閩重度の身体障害者(1級または2級の方)、重度の知的障害者(療育手帳に「A」または1度、2度と表記されている方) 閩5月31日(金)までに、身体障害者手帳または療育手帳を郵便局窓口で提示し、所定の申込書を提出してください。代理の方の提出、郵送での提出もできます。郵送の場合には手帳の写しの同封が必要です

閩日本郵便株式会社東久留米郵便局 ☎0570・943・109



市民伝言板

会員募集

- ◆カラオケ(ひまわりクラブ)=日 月2回。水曜日午前10時～正午 場 東部地域センター 費 入会金1,000円、会費月2,000円 他 プロの作曲家先生が歌の基礎から親切丁寧に指導。初心者歓迎見学可 閩 荒川 ☎042・477・4318
- ◆NPO法人国際書画交流会=日 月2回。月・火・水・金・日コース、午前10時～正午 他 書道練成院(浅間町1丁目12-17) 他 費 会費月2,000円 他 閩 初心者・高齢者歓迎。師範資格取得可 閩 福田 ☎090・9396・6964
- ◆墨筆書道遊心会=日 月2回。第1・第3日曜日午前10時～正午 他 場 滝山団地西集会所 閩 会費1回1,000円 他 閩 3歳児から師範、教授、プロまでOK 閩 新堀 ☎042・474・7207
- ◆ソフトボール(東久留米ファイターズ)=日 毎週火曜日午後3時～5時半 他 場 南町運動広場 費 入会金1,000円、会費年6,000円 他 閩 年齢男女不問。切磋琢磨、和気あいあいプレーを楽しんでいます 閩 宝崎 ☎090・9323・8159
- ◆三角山句会=日 毎月第4日曜日午前10～正午 場 野火止親和会集会所(三角山バス停横) 閩 初心者もベテランも日々の思いを17文字に切り取り毎月5句に 閩 池田 ☎090・4626・4374

催し

◆子育てママのぼかぼかイベント(ママだいすきプロジェクト)=日 5月12日(日) 午前10時半開演(10時20分開場) 場 酵素玄米カフェ&サロンColour 閩 参加費500円

- (小学生以下は無料。ただし、お席のご用意が必要な場合は有料) 閩 子育て応援のイベントです! 絵本作家の常田メロンさんと声優の古木さんの読み聞かせ 閩 鈴木 ☎090・2219・5228
- ◆ジョン・チャヌ愛のコンサート(東久留米愛のコンサート実行委員会)=日 4月20日(土)午後2時開演(1時半開場) 場 成美教育文化会館 閩 入場料3,000円(学生1,000円) 閩 車イス席あります。未就学児のご入場はご遠慮願います 閩 白沢 ☎090・2647・3121
- ◆福祉なんでも相談会(東久留米生活と健康を守る会)=日 4月18日(水)午後1時半～3時 場 東部地域センター 他 生活保護、都営住宅申し込み、共同墓所、終活等なんでもどうぞ 閩 乾 ☎080・1210・5286
- ◆野生の鳥たちの写真展2024(落合川清掃ボランティアグループ)=日 5月1日(水)～5日(日) 午前10時～午後5時(初日は正午から。最終日は午後3時まで) 場 スペース105(市役所向かい) 閩 野生の鳥たちの様々な表情を展示します。A3、30枚 閩 高橋 ☎090・3040・5195
- ◆英語の歌をファミリーで楽しむ会 ケララー玲子ソプラノリサイタル(ミュージック・サロン風花)=日 5月12日(日) 午後2時～3時半(午後1時半開場) 場 ミュージックサロン風花音楽スタジオ 閩 年齢は問いません。ご家族と一緒に遊びに来てください 閩 小川 ☎090・3542・6665

二十歳(はたち)のつどい

20歳になった皆さんの新しい門出を祝福するため、来年1月に「二十歳(はたち)のつどい」を開催します。民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、市では今まで通り20歳の方を対象とします。

- 日 7年1月13日(月・祝) ▶ 1回目=午前10時半から ▶ 2回目=午後1時半から 場 生涯学習センター
- 対 平成16年4月2日～17年4月1日に生まれた方
- ▼ 1回目=久留米・西・南中学校の学区にお住まいの方
- ▼ 2回目=東・大門・下里・中央中学校の学区にお住まいの方

◎ 8年以降の開催時間の見直し
令和8年以降は、次のとおり開催時間を見直す予定です。

- ▼ 1回目(午前)=久留米・東・大門・中央中学校の学区にお住まいの方
- ▼ 2回目(午後)=西・南・下里中学校の学区にお住まいの方

閩 市文化協会 ☎042・477・4700、または生涯学習課生涯学習係 ☎042・470・7784

凡例 日日時 場場所 内内容 対対象 定定員 師講師 費費用 持持ち物 注ご注意 他その他 申申し込み 問問い合わせ 用ホームページ 電電子メール